

報告第 1 1 号

専決処分について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

江別市長 後 藤 好 人

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成5年3月26日議会の議決により指定された市の義務に属する損害賠償の額について、次のとおり専決処分する。

令和7年5月7日

江別市長 後 藤 好 人

記

- | | |
|----------|--|
| 1 賠償の理由 | 令和7年4月7日午前11時15分頃、江別市元江別858番地の地先で発生した交通事故（物的損害）の損害賠償 |
| 2 賠償の金額 | 15,510円 |
| 3 賠償の相手方 | 札幌市中央区南2条西27丁目1番6号
株式会社 丸富通商
代表取締役 高野 基緒 |